

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月16日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 久保田 典子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 1日から 令和 8年 7月 8日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月15日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 5日 午前 9時50分 場 所 名古屋地方裁判所豊橋支部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月22日 午前 9時00分から 令和 8年 7月22日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかを執行官に提出する方法による。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月16日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

1 所 在 豊橋市弥生町字中原 43番地5、43番地6

家屋 番号 43番5

種 類 居宅・車庫

構 造 鉄骨造スレート葺3階建

床 面 積 1階 103.51平方メートル
2階 95.02平方メートル
3階 81.81平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約116.03平方メートル
2階 95.02平方メートル
3階 81.81平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8年 5月25日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 久保田 典 子

1 不動産の表示

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

本件所有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

地代の滞納あり。

本件所有者らを地上権者とする法定地上権の地代を、令和6年3月31日以降、月額1万5000円とする確定判決がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 豊橋市弥生町字中原 43番地5、43番地6

家屋 番号 43番5

種 類 居宅・車庫

構 造 鉄骨造スレート葺3階建

床 面 積 1階 103.51平方メートル
2階 95.02平方メートル
3階 81.81平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約116.03平方メートル
2階 95.02平方メートル
3階 81.81平方メートル



令和 7 年(又)第 34 号

令和 8 年 1 月 7 日受理

令和 8 年 2 月 25 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 豊橋支部

執行官 大澤 雅人

物 件 目 録

1 所 在 豊橋市弥生町字中原 43番地5、43番地6

家屋 番号 43番5

種 類 居宅・車庫

構 造 鉄骨造スレート葺3階建

床 面 積
1階 103.51平方メートル
2階 95.02平方メートル
3階 81.81平方メートル

共有者
共有者



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土 地	
現況地目	<input type="checkbox"/> 宅地() <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件)
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物配置図(概略)のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
建 物	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	■ない <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者(A、B) <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者らが本建物を居宅、車庫、事務所及び倉庫(いずれも空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input type="checkbox"/> ない ■ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	本件建物1階倉庫南側に約12.52平方メートルの未登記増築部分が存在する。なお、増築登記は未了である。 本件物件1建物は、不動産登記記録上は居宅・車庫となっているが、現状は居宅及び車庫以外に事務所及び倉庫として利用されていたものと認めた。
執行官保管の仮処分	■ない <input type="checkbox"/> 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物配置図(概略)のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

目的外土地の概況 (物件1関係)	
所 在	豊橋市弥生町字中原
地 番	4 3 番 5 (132.23平方メートル)・4 3 番 6 (27.63平方メートル)
地 目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/>
地 積	延159.86平方メートル (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 不明)
所 有 者	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (株式会社ヒデハウジング)
その他の事項	
■関係人(□()□())の陳述/■提示文書(令和7年(ハ)第53号地代確定請求訴訟判決)の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	令和4年8月17日 (不動産登記記録上の所有権移転年月日)
最初の契約等	契約日 令和6年3月31日 (令和7年(ハ)第53号地代確定請求訴訟判決に基づく)
	期間 令和6年3月31日から <input checked="" type="checkbox"/> 令和36年3月30日まで30年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等当事者	貸主 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
	借主 <input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
地代・支払時期等	毎月 金15,000円 (支払い方法は未定)
地代前払	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (金 円 分まで)
敷金・保証金	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	
地代滞納	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある (令和8年1月31日現在 金345,000円)
契約解除	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ()
訴訟提起等	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> ある [豊橋簡易裁判所 令和7年(ハ)第53号 <input type="checkbox"/> 係属中 <input checked="" type="checkbox"/> 終局 (令和7年10月23日判決言渡)
その他	上記目的外土地は、目的外土地所有者が申し立てた法定地上権に基づく地代確定請求訴訟の確定判決により月額地代15,000円が確定している。
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
<p>■ A (債務者)</p>	<p>1 私は、亡くなった妻と妻の前夫との間に生まれた子供のBと物件1建物に住んでいました。</p> <p>2 Bは、何時頃かよく覚えていませんが、突然、物件1建物から出て行ったきり連絡もとれず、何処に住んでいるのかも分かりません。行方不明のような状況です。</p> <p>3 私は約4年程前に、施設に入所して暮らしています。</p> <p>4 今は、物件1建物は3年以上誰も住んでいません。空き家の状態です。</p> <p>5 私が物件1建物に住んでから、リフォーム工事等はしていません。</p> <p>6 物件1建物は、雨漏り等の不具合はなかったと思います。</p> <p>7 室内では犬を飼育していたと思います。</p> <p>8 煙草は妻が吸っていました。</p> <p>9 隣地の方々と境界のトラブル等はありません。</p> <p>10 私は、以前は音楽関係の仕事をしていまして、物件1建物の北側の建物でバンド演奏やカラオケ教室を主宰していました。たまに、ご近所さんから音がうるさいと苦情がありました。</p> <p>11 物件1建物敷地である目的外土地(地番43番5及び地番43番6)を買受けた所有者の方から連絡がありましたが、物件1建物の共有者Bは何処にいるのか分かりませんし、連絡もとれない状態ですので、私だけでは物件1建物の処分についてはどうすることもできませんので、物件1建物の処分については裁判所の手続で進めるしかないと思います。</p> <p>12 私は施設に入所していますので、現況調査に立会いはできませんので、鍵を開けて立ち入ってください。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1建物は、目的外土地(地番43番5及び地番43番6・以下「目的外土地」という)上に存在しており、目的外土地は西側道路とほぼ等高に接して、地形は長方形の整形地となっている(土地建物配置図(概略)参照)。
- 3 目的外土地と南側隣地(43番4)、東側隣地(地番44番1)及び北側隣地(地番43番3)との境界は各隣地とフェンス等で区画されていることから、境界は確認できる状況にあると思われる。
- 4 物件1建物は、外観上雨漏り及び床のたわみ等の不具合は見当たらなかったが、長期間、空き家の状態のため、室内は埃が溜まっている場所が散見された。
2階リビングダイニングキッチン1の壁のクロスは煙草のヤニの影響と思われるが、かなり汚損しているのが見受けられ、また、各部屋の壁のクロスも経年劣化による汚損が相応に見受けられた。
- 5 Aは物件1建物内で犬を飼育していたと述べていたが、2階リビングダイニングキッチン1には、猫用トイレ及び猫用の餌と思われるビニール袋が置かれていた。
また、2階バルコニーには白骨化した猫の死骸が放置されているのが見受けられ、動産類が残置されていた(写真⑩参照)。
なお、3階ベランダには動産類はほとんど存在せず整理された状態であった。
- 6 物件1建物の各部屋は床のたわみ等の不具合等は見受けられなかったが、長期間空き家の状態で、かつ、保守管理を含めての改修工事等が実施されていないことから、経年以上に劣化した状態ではないかと思われた。
- 7 物件1建物を使用収益するためには、壁のクロスの張替え、各部屋のクリーニング及び外壁塗装等の改修工事が必要になると思われることから、買受人は相応の費用を負担することになるのではないかと思われる。
- 8 物件1建物北側の外壁と物件1建物北側隣家(家屋番号43番3)の南側の外壁の双方に差し掛けが接合して設置されており、差し掛けの下には動産類が山積していた(写真②参照)。
- 9 物件1建物1階倉庫南側に未登記増築部分が存在している(写真⑤参照)。
- 10 物件1建物の1階事務所内には大量のカatalog類及び書類等が放置されたような状態で残置されており、物件1建物1階倉庫内には多数の動産類が残置されており、軽自動車が倉庫西側のシャッターの前に駐車されていた(写真③及び写真④参照)。
物件1建物2階及び3階には、Aと亡くなったAの妻及びBの家財道具及び家電製品及び相応の数量の動産類が残置されており、買受人は1階乃至3階に残置された動産の処分が必要になった場合には、相応の処理費用を負担することになると思われる。
物件1建物2階和室には、神棚が据えられていた。
- 11 物件1建物リビングダイニングキッチン1及び1階郵便受けにはA宛及び亡くなったAの妻宛の大量の郵便物が存在した。
- 12 目的外土地については目的外土地の買受人より、法定地上権に基づく地代確定請求の訴訟が提起され、目的外土地の月額地代は15,000円とする判決が確定していることから、買受人は物件1建物を使用収益するためには、目的外土地の所有者に確定判決に基づく地代の支払が必要になり、目的外土地の利用について協議が必要になると思われる。
- 13 占有関係は2枚目及び3枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年 1月13日(火) 9:15 - 9:25	名古屋法務局豊橋支局	登記記録事項証明書交付申請 公図・地積測量図・建物図面取得
R8年 1月19日(月) 12:10 - 12:40	目的物件所在地	占有状況調査、物件確認、目的土地外観調査
R8年 1月22日(木) 12:50 - 13:40	高齢者福祉施設(面会室)	物件1建物状況及びBの所在等聴取、解錠手続による立入調査実施通知(A)
R8年 2月 5日(木) 11:50 - 13:40	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行

(特記事項)

令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

執行手続の適正確保のため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

令和 8年 2月 5日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

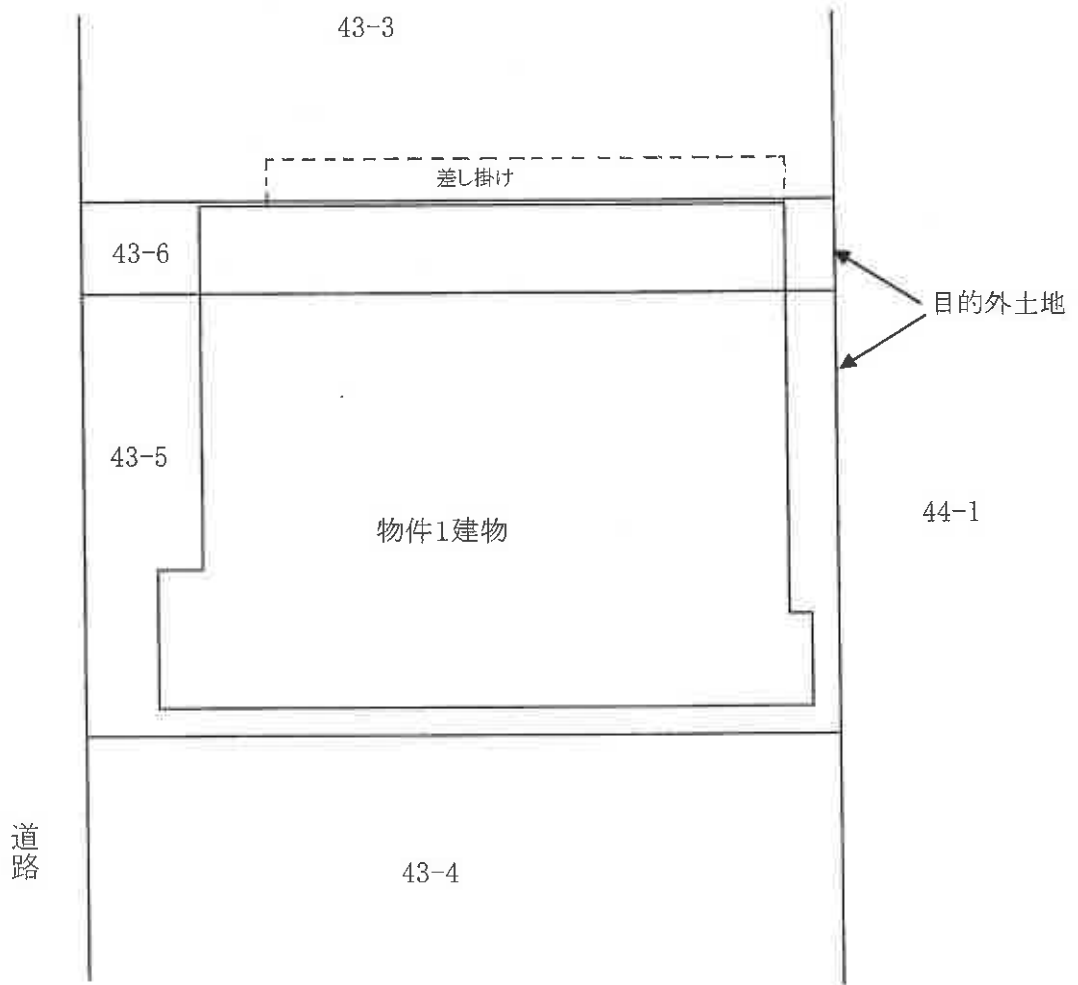
令和 年 月 日

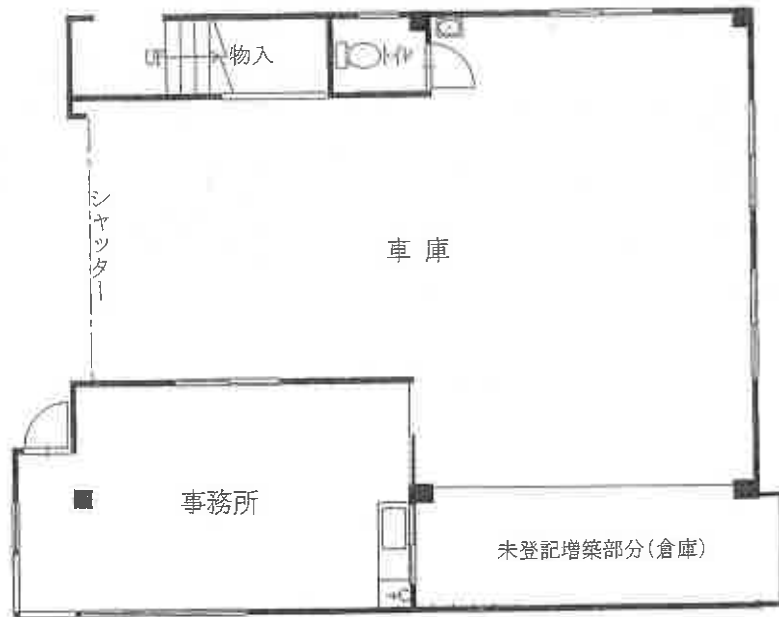
目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

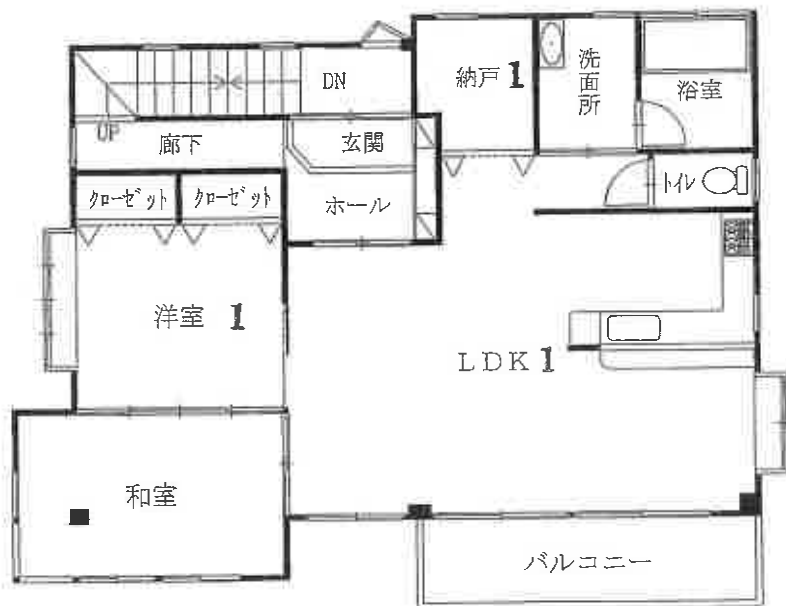
(6 枚目)

土地建物配置図(概略)

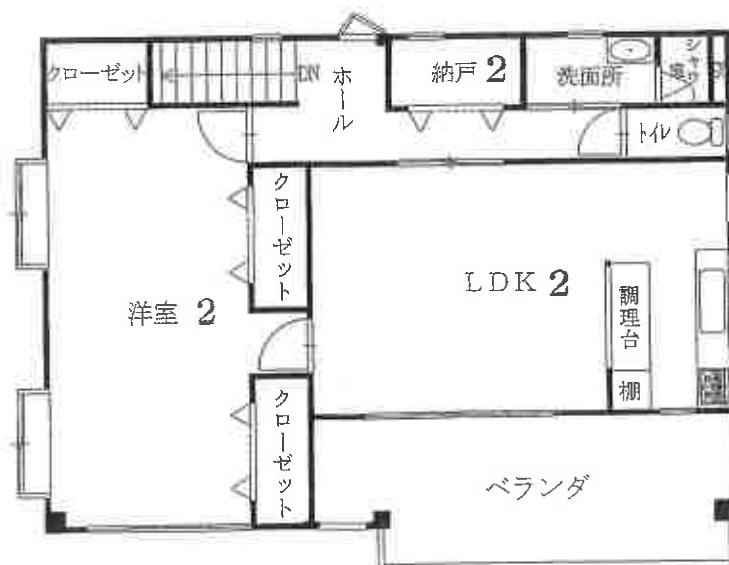




1階



2階



3階



(物件 1 建物)

①



屋外の状況

(物件 1 建物)

②



家屋番号43番3

物件 1

屋外の状況 (隣家(家屋番号 4 3 番 3 と差し掛けが接合している状況)

③



屋内の状況（1階 事務所）

④



屋内の状況（1階 倉庫）

⑤



屋内の状況（1階 倉庫 未登記増築部分）

⑥



屋内の状況（2階 リビングダイニングキッチン1）

⑦



屋内の状況（2階 リビングダイニングキッチン1（キッチン））

⑧



屋内の状況（3階 リビングダイニングキッチン2）

⑨



屋内の状況（3階 洋室2）

⑩



猫の白骨化した死骸

屋外の状況（2階 バルコニー）

（13 枚目）

令和7年(又)第34号
令和8年1月9日受理
令和8年2月5日現地調査
令和8年2月13日評価

名古屋地方裁判所豊橋支部 御中

評 価 書

評 価 人 松 島 教
不動産鑑定士

第1 評価額

評 価 額	
物件1（建物）	金7,320,000円

評価額は目的外土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在等 所 在 豊橋市弥生町字中原 家屋番号 43番5 種類 住宅・車庫 構造 鉄骨造スレート葺3階建 床面積 1階 103.51m ² 2階 95.02m ² 3階 81.81m ²	豊橋市弥生町字中原 43番地5、43番地6	特記事項のとおり
番号	特記事項		
1	<p>・本件建物は下記目的外土地上に存する。</p> <p>所 在：豊橋市弥生町字中原 地 番：43番5 地 目：宅地 地 積：132.23m²</p> <p>所 在：豊橋市弥生町字中原 地 番：43番6 地 目：宅地 地 積：27.63m²</p> <p>・未登記増築部分があるため、1階の現況床面積は約116.03m²である。</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（目的外土地）

位置・交通	豊橋鉄道渥美線「南栄」駅の東方 道路距離約1.2km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅、共同住宅、空地等が混在する住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% - 居住誘導区域、歩いて暮らせるまち区域 宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 159.86㎡ 間口 約10.5m 奥行 約15.1m 形状 長方形	
接面道路の状況	西側幅員約6m舗装市道(建築基準法上の道路)に等高接面	
土地の利用状況等	現況調査報告書の記載のとおり	
供給処理施設	上水道：あり 下水道：あり ガス配管：あり	
土壌汚染の可能性の調査	過去の住宅地図等によると、住宅の敷地として利用されていたが、対象地における土壌サンプル調査を実施していないため、実際の土壌汚染の有無は不明である。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 水道メーターは北側隣地43番3上の建物と共用である。 北側隣地43番3上の建物の排水管が、本件目的外土地内の排水管に接続されている。 埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 	

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)平成10年1月18日新築 経過年数 約28年 経済的残存耐用年数 約7年
仕 様	構造：鉄骨造 屋根：スレート 外壁：吹付等 内壁：クロス、合板等 天井：クロス、合板、鋼板等 床：フローリング、畳、コンクリート等 設備：電気、水道、下水、都市ガス等
床面積(現況)	1階 約116.03m ² 2階 95.02m ² 3階 81.81m ² 延床面積 約292.86m ²
現況用途等	現況用途 居宅・車庫 間取り 附属資料「建物間取図(概略)」のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書の記載のとおり
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・経年相応の劣化が進行している。 ・目的外土地の地積との関係で、建蔽率を超過している。 ・差し掛けが北側隣地43番3上の建物と接続されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（目的外土地）

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
目的外土地	100,000	1.00	159.86	0.90	14,390,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 豊橋(県)－14

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$100,000\text{円}/\text{㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/100 = 100,000\text{円}/\text{㎡}$ (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路、交通、環境条件格差等を考慮

イ 個別格差：なし

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の存在による減価率を10%と査定した。

(2) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
1	165,000	292.86	0.16	7,730,000

ウ 現価率

・現価率 = [残価率3% + (1 - 残価率3%) × {経済的残存耐用年数7年 / (経済的残存耐用年数7年 + 経過年数28年)}] × (1 - 観察減価等30%) = 0.16

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
14,390,000	0.50	法定地上権	7,200,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 評価額

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 (円) ウ	市場 性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) {(ア±イ)ーウ} ×エ×オ
1	7,730,000	+7,200,000	0	0.70	0.70	7,320,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：第4特記事項、法定地上権付建物の市場性等を考慮して査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

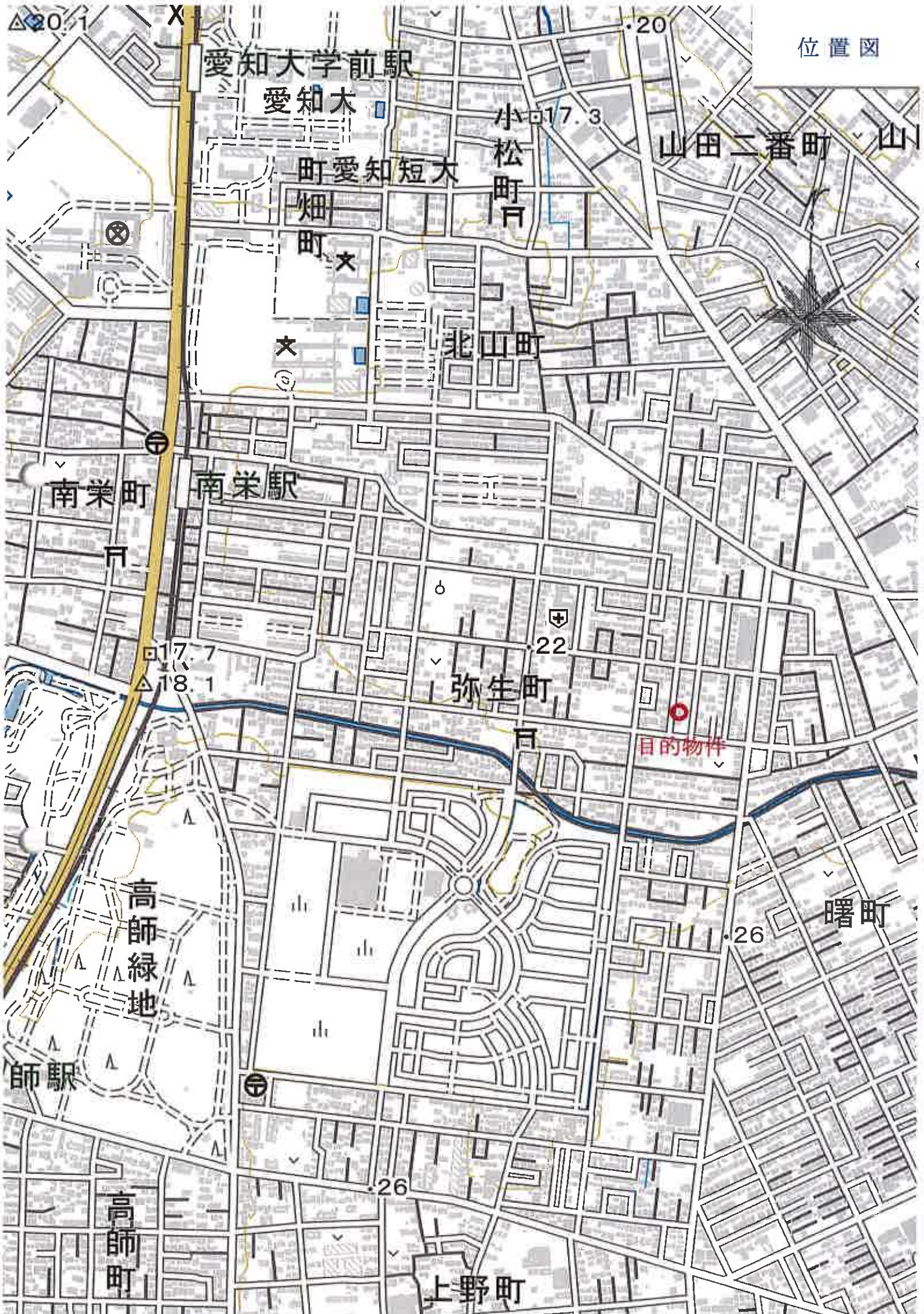
第6 参考価格資料

地価調査価格 豊橋(県)ー14
所 在：豊橋市弥生町字西豊和48番10
価 格：100,000円/m²
位 置：豊橋鉄道渥美線「南栄」駅の南東方道路距離約660m
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：165m²
供給処理施設：水道、下水、ガス
接 面 街 路：北側5.2m市道
用途指定等：第1種住居地域(建蔽率60%, 容積率200%)
地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図(概略)
- 6 建物間取図(概略)
- 7 現況写真

以 上



愛知大学前駅

愛知大

町愛知短大

畑町

文

北山町

山田二番町

南栄町

南栄駅

弥生町

目的物件

高師緑地

曙町

師駅

高師町

上野町

倉庫専用

昭和47年12月12日

作製年月日
昭和四十七年九月七日

作製者

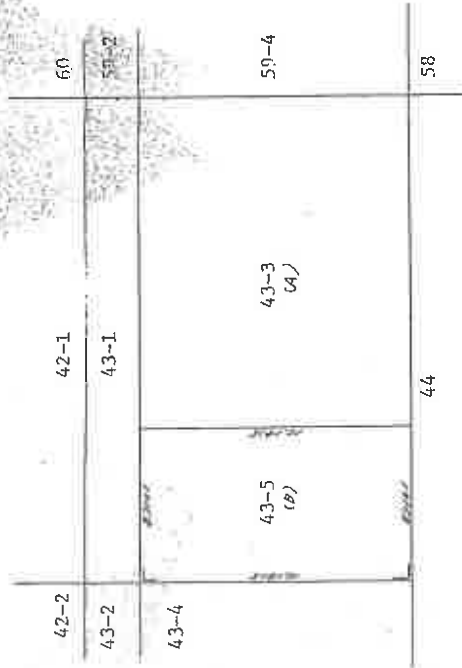
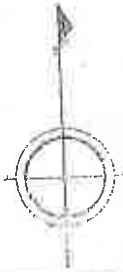
申請人

3870165

積測量

前番 43-3, 43-5, 43-6
43-3, 43-5

土地の所在 豊橋市弥生町字中原



43-5 [B]

15.1815 x 8.7101 = 132.23239311

43-3 [A]

414.0298680 - 132.23238315 = 281.79748485

Handwritten note: 昭和47.12.12

(名古屋土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/300

登記年月日：昭和47年12月12日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である
令和8年1月13日 名古屋法務局 登録文書

登記書

登記年月日：昭和48年6月20日

令和8年1月13日

名古屋法務局登記文書

登記簿

43-3 (住・補) 43-3, 43-6

43-3 43-6

3870166

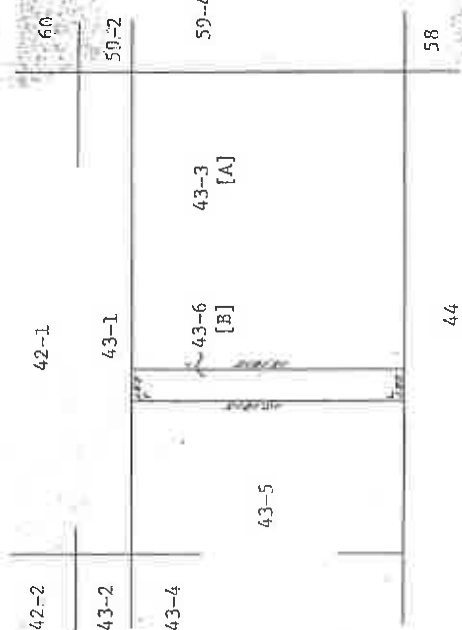
地積測量図

土地の所在 豊橋市弥生町字中原

製作年月日 昭和48年6月20日

製作者

申請人



43-6 [B] 15.1815 x 1.82 = 27.63033
 43-3 [A] 281.79748485 - 27.63033 = 254.16718185

小48.6.20

縮尺 300

(名古屋土地家屋調査士会 用紙)

昭和48.6.20

A4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

請求番号：2-3

登記年月日：平成10年2月3日

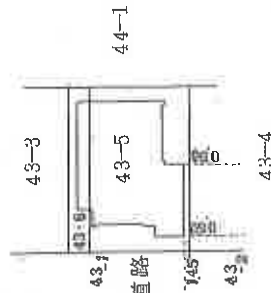
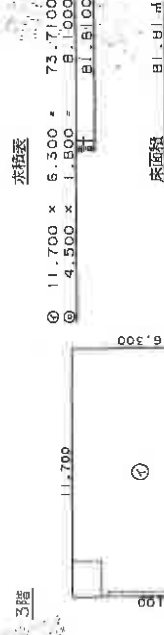
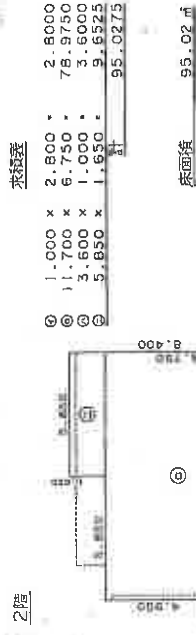
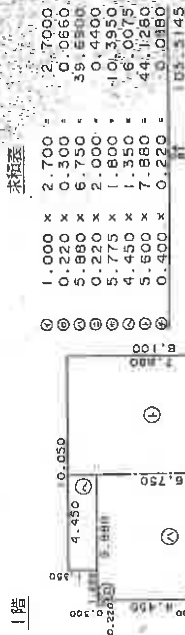
7870184

各階平面図

家屋番号 43-5

建物図面

建物の所在 豊橋市弥生町字中原43番地5 43番地6



A4判に縮小

縮尺 1/500

申請者

縮尺 1/250

作製者

(平成10年)

(会員専用)

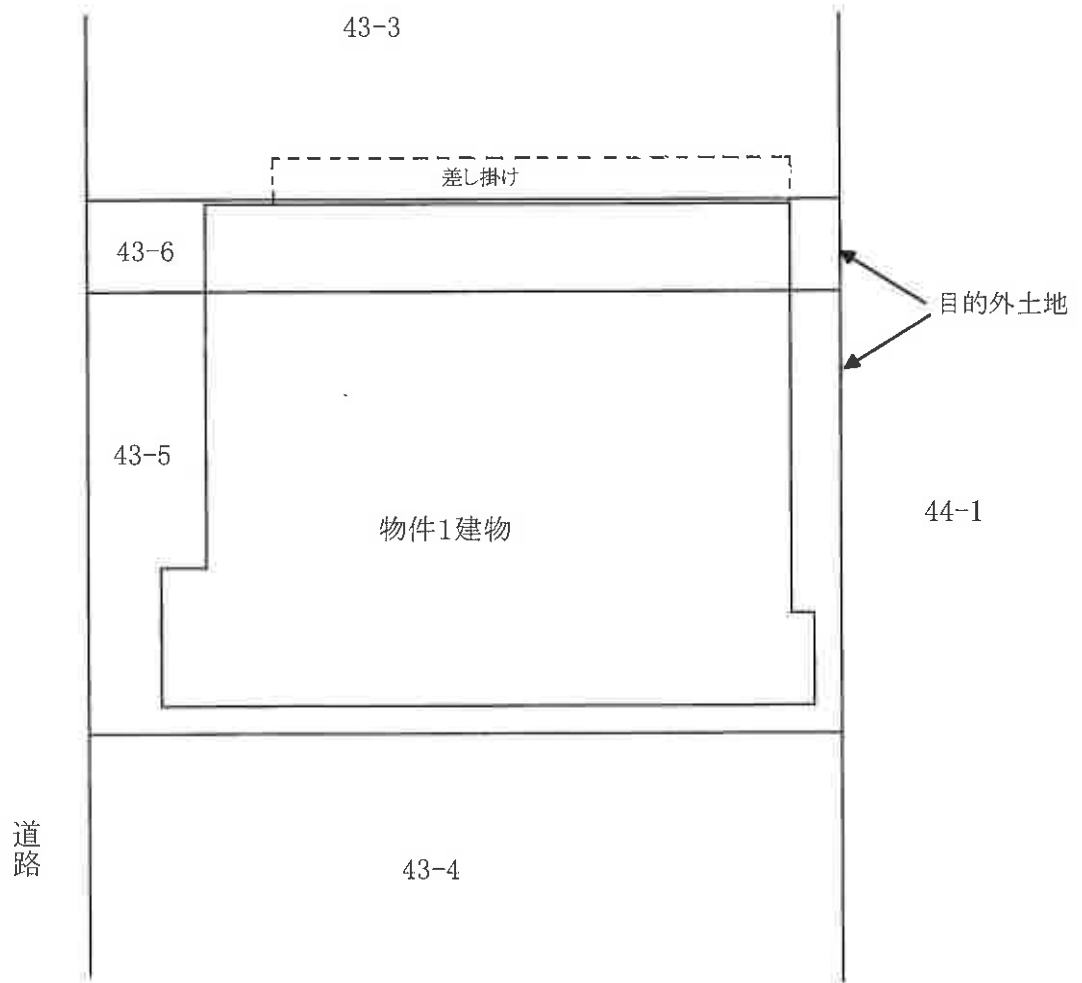
(愛知県土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和8年1月13日 名古屋法務局地籍課 登記官

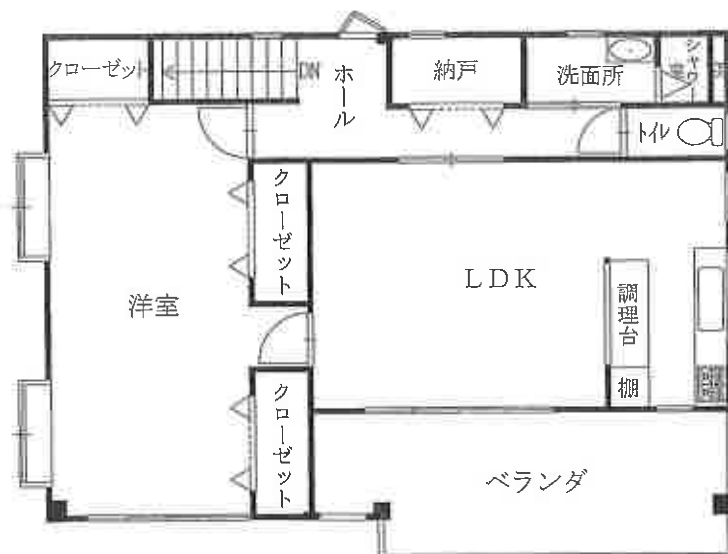
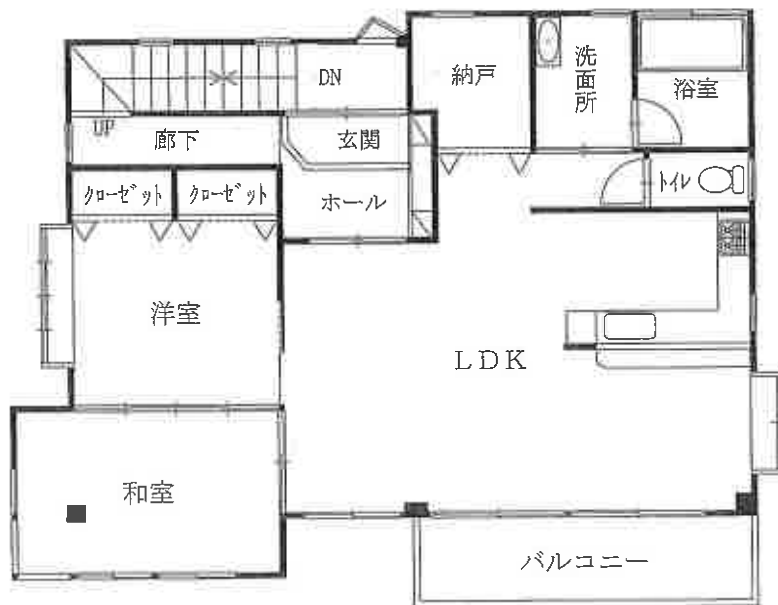
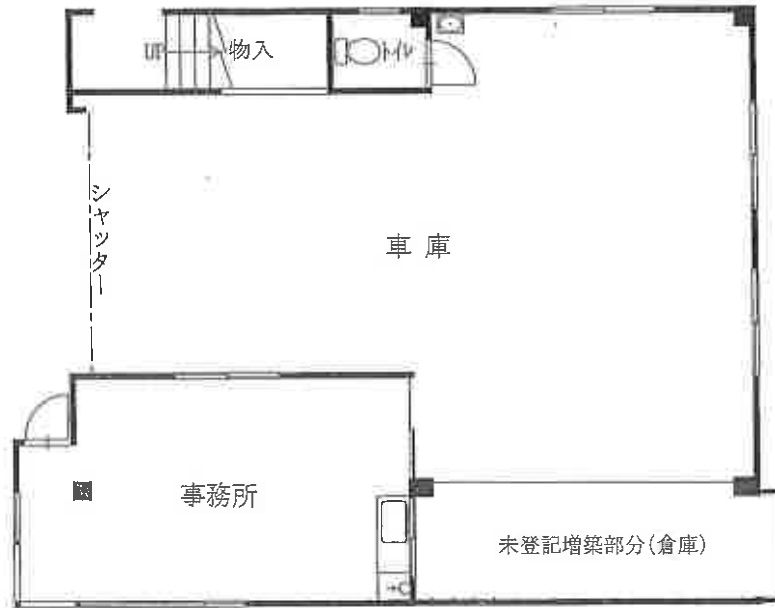
登記官

請求番号：2-4

土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)



物件1 建物



写真撮影 (1)

目的外土地

物件1 建物



写真撮影 (2)